

資料 4

第3部 高齢者分野（原案）

第1章 高齢者分野の基本理念等

1 基本理念

福岡市がこれから迎える超高齢社会では、高齢者が数の上で大きな割合を占め、社会の中で重要な役割を担っていくことが期待されています。

福岡市でも今後65歳未満の人口が減っていきます。

一方、大幅に増加する65歳以上の方々は、自分自身を高齢者であると考える方は少なく、まだまだ頑張りたいと考えています。また身体機能も大幅に向上しています。

心身ともに元気な高齢者が、生きがいのある毎日を送り、健康を維持していくためには、意欲や能力に応じて社会の中で活躍できる仕組みや環境を作っていくことが必要です。また、そのことは福岡市がこれからも活力ある都市として発展し続けていくためには不可欠な要素です。

あわせて、加齢によって介護や医療が必要になった場合には、できるだけ長く在宅で暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供の仕組みが必要となります。行政や介護事業所が提供するサービスにあわせ、近隣の方による生活支援があれば、より長く住み続けることが可能となります。こうした場面においても、元気な高齢者の方々が支える側として活躍いただくことが大いに期待されています。

このような新たな仕組みを実現し、持続可能なものとするためには、高齢者の方々が少数で若者や壮年層が多かった時代の制度や考え方では、対応できなくなっています。

高齢者の方々が「支えられる側」だけではなく、「支える側」として活躍できる仕組みが必要となっており、こうした制度の創設に向けて、既存施策の再構築が必要です。

このような点を踏まえ、高齢者分野の基本理念を以下の通りとします。

高齢者が年齢にかかわらず、意欲や能力に応じ、生きがいをもつていきいきと活躍することができ、介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる社会の実現

○計画の位置づけ

本分野は、介護保険法第 117 条第 1 項に定める介護保険事業計画と一体的に、また、社会福祉法第 107 条に基づく地域福祉計画、その他の法律の規定による計画であって高齢者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちつつ策定し、「介護保険事業計画」とあわせて老人福祉法第 20 条の 8 に定める市町村老人福祉計画とします。

2 基本目標

(1) いきいきとしたシニアライフの実現

高齢者が社会の中で役割を持っていきいきと暮らせるよう、積極的な社会参加活動を支援します。

(2) 安心して暮らせるための基盤づくり

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、住まいや助け合いの仕組みづくり、買い物・移動支援等、適切な施策を推進します。

(3) 認知症対策の推進

今後増加する認知症の人や介護する人への支援に取り組みます。

(4) 介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営

第6期介護保険事業計画を着実に推進します。

(5) 高齢者総合支援体制づくり

体制づくりを進めるとともに、さまざまな場面でのＩＣＴの利活用を図ります。

3 施策体系

基本目標	施 策
【目標 1】 いきいきとしたシニアラ イフの実現	(1-1) 社会参加活動の促進 (1-2) 就業を通じた生きがいづくりの支援 (1-3) 活動の拠点づくり
【目標 2】 安心して暮らせるための 生活基盤づくり	(2-1) 住まいの確保 (2-2) 移動支援と買い物支援 (2-3) 支え合う地域づくり (2-4) 在宅生活支援施策の充実
【目標 3】 認知症対策の推進	(3-1) 認知症に関する理解の普及・啓発の推進 (3-2) 適切な医療・介護サービスの提供 (3-3) 介護する人への支援の充実
【目標 4】 介護保険サービスの適切 な利用の推進と円滑な制 度運営	(4-1) 介護予防と生活支援サービスの充実強化 (4-2) 地域密着型サービスの整備 (4-3) 施設・居住系サービスの整備 (4-4) 介護人材の確保
【目標 5】 高齢者総合支援体制づく り	(5-1) 地域包括支援センターと各種相談機能の充実 (5-2) 地域ケア会議の推進 (5-3) ICT（情報通信技術）の利活用
主な老人福祉事業の目標量	

第2章 施策各論

【基本目標1】いきいきとしたシニアライフの実現

<現状と課題>

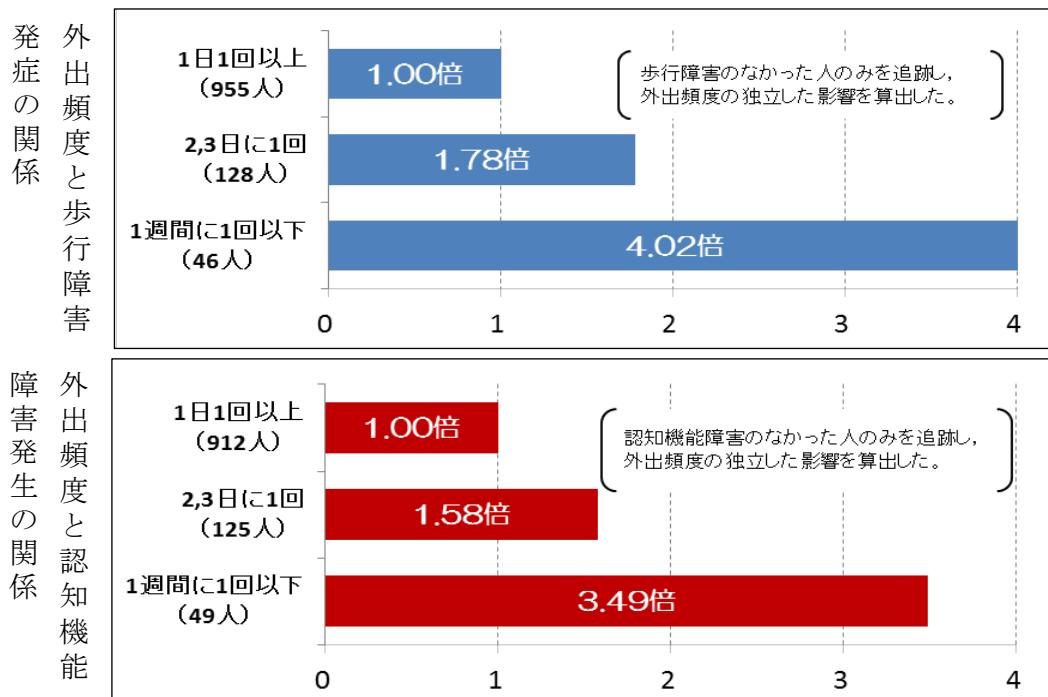
(平均寿命の延伸)

○わが国の平成26年の平均寿命は男性80.50歳、女性86.83歳と世界最高水準となっており、今後さらに伸びていくと予想されます。昭和30年代半ば～40年代半ばの高齢化率6～7%の頃には、人生65年といわれていましたが、いまや人生90年時代となり、65歳で定年退職を迎えた人は、その後20、30年という長い期間を過ごすことになります。この期間を元気に活動的に暮らすことは、一人ひとりが生きがいのある人生を送る上で不可欠な要素です。

(外出)

○東京都健康長寿医療センターによると、高齢者が家に閉じこもることなく、積極的に外に出かけることは、介護予防や認知症予防に非常に効果があるとされています。高齢者実態調査では、外出しない理由で最も多いのは、「特に外出する用事がない」となっており、仕事や趣味・学習・文化活動・社会参加など、社会のあらゆる場面で積極的に活躍できるよう支援していく必要があります。

【図表〇 介護予防・認知症予防における外出の効果】



出典：老人研 NEWS No. 219 2007. 3 [東京都健康長寿医療センター]

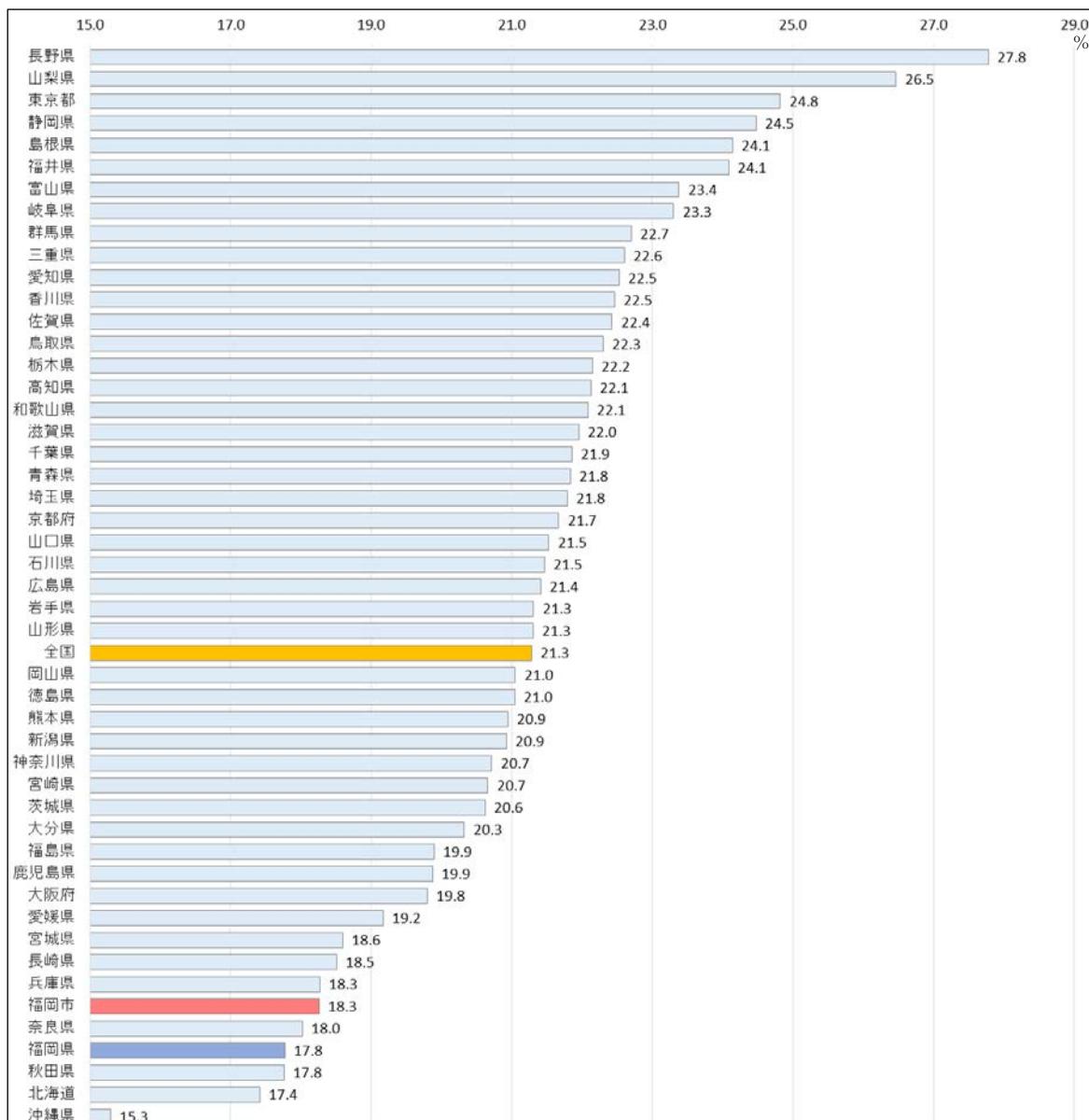
(注 1) 新潟県 Y 市 65 歳以上の高齢者を対象に 2000 年から 2 年間追跡調査した結果

(注 2) もともとの健康状態や社会的役割の差による影響を除いて比較

(就労)

○高齢者の就労は、生きがいだけでなく、収入を確保する点からも重要です。多様な価値観を持つ「団塊の世代」をはじめ、増大する高齢者の方々が求める就労の場や社会参加の姿は多種多様となっています。福岡市ではシルバー人材センターが短期的な軽労働の提供など生きがい就労支援の役割を担っていますが、就業先や業種が限定的であり、今後増加が予想されるホワイトカラー層退職者にとって魅力あるものとなっていないため、会員数は長期にわたって減少傾向です。高齢者のニーズに沿った新しい働き方の開発など、就業促進に向けた検討が必要となっています。

【図表○ 高齢者の有業者率の比較】



出典：平成 24 年就業構造基本調査 [総務省統計局]

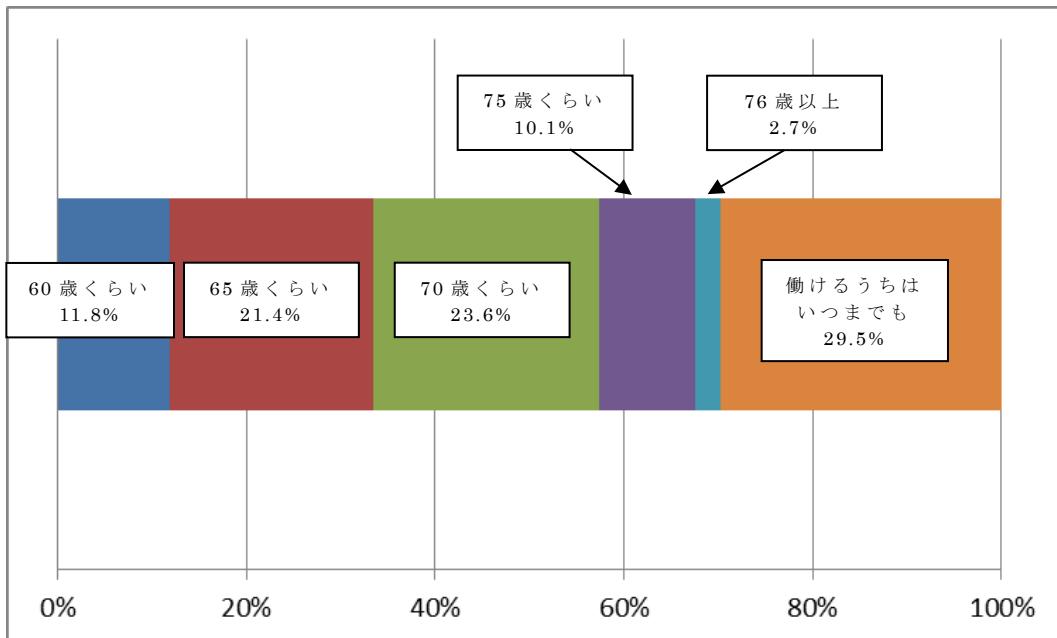
(高齢者の活躍)

○少子化の影響により、これから福岡市でも社会を支える人口が減っていきます。介護分野の人材不足が深刻化しており、また地域コミュニティにおいても、支え手不足や後継者不足が問題になっています。地域をはじめ社会の様々な場面では高齢者の活躍に期待が寄せられており、参加を支援する仕組みづくりが必要です。

○高齢者の地域社会への参加に関する意識調査（内閣府）によると、健康・スポーツ、地域行事、就業などに活動・参加したい 60 歳以

上の方は 72.5% となっています。また、高齢になっても就業意欲は非常に高く、約 7 割の方が 65 歳を過ぎても働き続けたいと希望しています。

【図表〇 何歳ごろまで仕事をしたいか】



出典：平成 25 年度 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査結果 [内閣府]
(注) 60 歳以上の男女を対象とした調査

○平均寿命が伸びた現在では、65 歳からを高齢者とする意識は変わってきました。また歩行速度が 10 年程度若返っているという報告があるなど、身体能力が高く、これからも何かをしたいという方々がほとんどです。一人ひとりの意欲と能力に応じて、社会の「支え手」として積極的に活躍できるよう支援することが必要です。

○高齢者の社会参加や健康増進、教養の向上、レクリエーション等の活動拠点として各区に 1 か所ずつ整備している老人福祉センターは、当初の設置から 50 年近くが経過しており、時代のニーズにあわせた活用方法の検討が必要となっています。

<施策の方向性>

- 高齢者が社会の中で「居場所」と「出番」をもって、いつまでも元気で活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、さまざまな社会参加活動を支援します。
- 社会参加活動の中でも特に望まれている就業分野について、シルバー人材センター等既存組織とのより良い連携方法を考えながら取組みを進めます。
- 社会参加の活動拠点の一つである老人福祉センターについて、人生90年時代に対応した内容に向けて見直しを進めます。
- それぞれの意欲や能力に応じて「支える側」として活躍する人を応援する持続可能な制度や仕組みの創設に向け、既存施策の再構築を進めます。

施策 1-1

社会参加活動の促進

- 高齢者が社会の中で元気で活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、趣味・教養・文化など、様々な活動を促進します。特に、ボランティア活動や就業など、社会を支える積極的な社会参加活動や介護予防につながる活動を促進します。
- 老人クラブ活動の活性化や、住民団体による地域の見守り活動の推進などを通じて、高齢者の地域活動への参加促進を図ります。
- 健康づくりや地域活動への参加促進に向け、高齢者一人ひとりの取組みや、地域における取組みを応援するインセンティブ制度の創設について検討します。

【現在の主な事業】

事業名	概要
老人クラブ活動支援	高齢者の社会参加及び健康づくりを推進するため、老人クラブ活動費及び福岡市老人クラブ連合会運営費、各種事業費等について助成。
福祉バス	老人クラブや心身障がい者、母子団体等を対象に、研修やレクリエーション等の活動参加を助成。
高齢者創作講座・老人教室	高齢者の社会参加の意識昂揚や相互親睦を図り、生きがいを高めるため、創造的活動への参加や、相互の教えあいを支援。
全国健康福祉祭参加支援	毎年開催される全国健康福祉祭へ参加する福岡市選手団の参加費等の一部を助成。
高齢者乗車券	高齢者の社会参加を推進し、高齢者福祉の向上に寄与するため、交通費の一部を助成。
アラカンフェスタ	これから的生活方・過ごし方を主体的に考え、趣味や地域・ボランティア活動、起業や就労などをを行うきっかけづくりのため、60歳前後を中心とする幅広い世代が、必要な情報や人に出会えるイベントを開催。
シルバー手帳	高齢者福祉について理解を深め、健康で明るい生活を送っていただくための手帳を配布。

施策 1-2

就業を通じた生きがいづくりの支援

- シルバー人材センターによる就業先の確保・職域拡大・自立経営等に向けた機能強化について、助言や支援を行うとともに、**福岡県70歳現役応援センター**との連携を図りながら、高齢者の就業を通じた生きがい活動の充実を図ります。
- ~~平成27年度に設置する~~産学官の連携による高齢者の活躍を応援する「福岡市シニア創業チャレンジ会議（仮称）」を~~設置し中心に~~、高齢者の意向や特性を踏まえた新たな働き方の開発や、創業・就業支援の仕組みづくりを検討します。

【現在の主な事業】

事業名	概要
シルバー人材センター	就業を通じて高齢者の能力を活用し、高齢者の社会参加や地域の活性化を図るため、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を有償で引き受け、これを会員に提供。
就労相談窓口事業	各区に設置している「就労相談窓口」において、15歳以上の求職者を対象に、個別相談、セミナーを開催するとともに、求職者の多様なニーズに合わせた求人情報を紹介。
福岡市シニア創業チャレンジ会議（仮称）	産学官で構成される高齢者の活躍を応援する会議を設置し、高齢者の新しい働き方の広報やモデル事業へ参画する企業を紹介。

施策 1-3

活動の拠点づくり

○老人福祉センター及び老人いこいの家について、高齢者を中心とした社会参加活動の拠点としての機能を強化するため、施設で行われるさまざまな活動を支援します。

○老人福祉センターを、創業・就業や健康づくり・介護予防など、シニアのより積極的な活動支援のためのセンターへ機能転換を図ります。~~における事業について、新たな時代に対応した内容に見直しを進めます。~~

【現在の主な事業】

事業名	概要
老人福祉センター	高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーション等を総合的に提供するため、老人福祉センターの設置・運営。
老人いこいの家	高齢者に対して教養の向上、レクリエーション及び相互親睦のための場を提供し、高齢者福祉の増進を図るため、老人いこいの家を設置・運営。

【基本目標 2】安心して暮らせるための生活基盤づくり

<現状と課題>

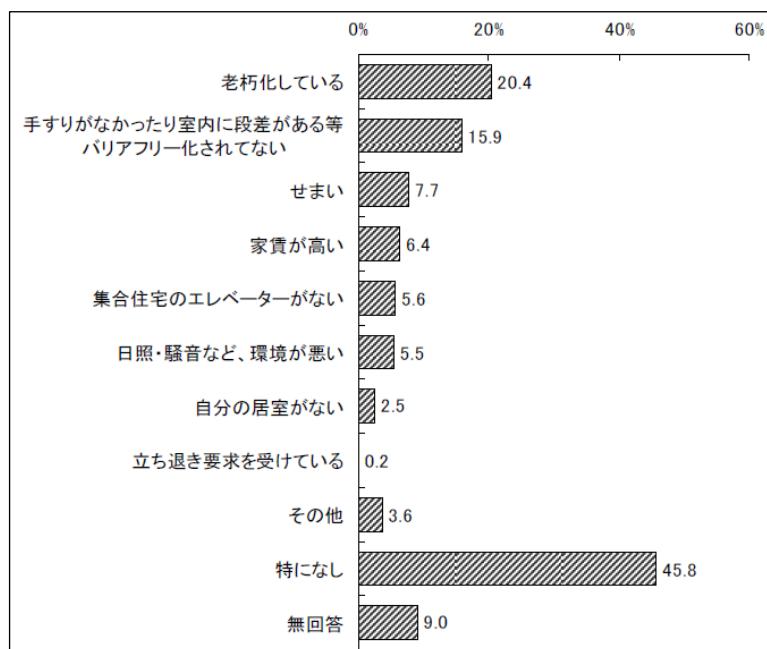
(安心して地域で暮らすこと)

○高齢者が安心して地域で暮らし続けるためには、暮らしの基盤となる住まいが確保されていること、買い物など日常生活に不可欠な移動手段が確保されていること、そしていざというときに助け合えるコミュニティがあることが必要です。

(住まいにおけるバリアフリー)

○「福祉施策は、住まいに始まり住まいに終わる」と言われるように、住まいは、高齢者が地域で暮らし続けるための基盤となります。平成25年度高齢者実態調査によると、高齢者の約45%は現在の住まいに、「老朽化している」「手すりがなかったり室内に段差があるなどバリアフリー化されてない」などの困りごとを抱えています。介護が必要になってもできるだけ住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、住まいのバリアフリー化の推進が必要です。

【図表〇 住まいに困っていること】



出典：平成25年度福岡市高齢者実態調査 [福岡市]

(高齢者の状況に応じた住まい方)

○高齢者一人ひとりの健康状態や家族の状況、経済状況は様々であり、高齢者の住まいへのニーズも多様化しているなど、高齢者の個々の状況に応じた多様な住まい（住宅・施設）の確保が求められています。特に、バリアフリー化され、見守りや生活支援サービスの付いた高齢者向け住宅の供給を促進していくことが必要です。また、近年、さまざまな住まい方を求める人も増えており、国においてグループリビングなどの新しい住まい方が検討されています。

(福岡市の特性に応じた住まい方)

○福岡市は政令市の中でも、民間賃貸住宅の割合が最も高いという特徴があります。民間賃貸住宅への入居に関し、単身高齢者や高齢者夫婦世帯は、「病気や居室内での死亡などへの不安」などを理由に入居を断られる場合があるため、高齢者が自らのニーズに合った住まいへ円滑に入居できるための支援が必要です。

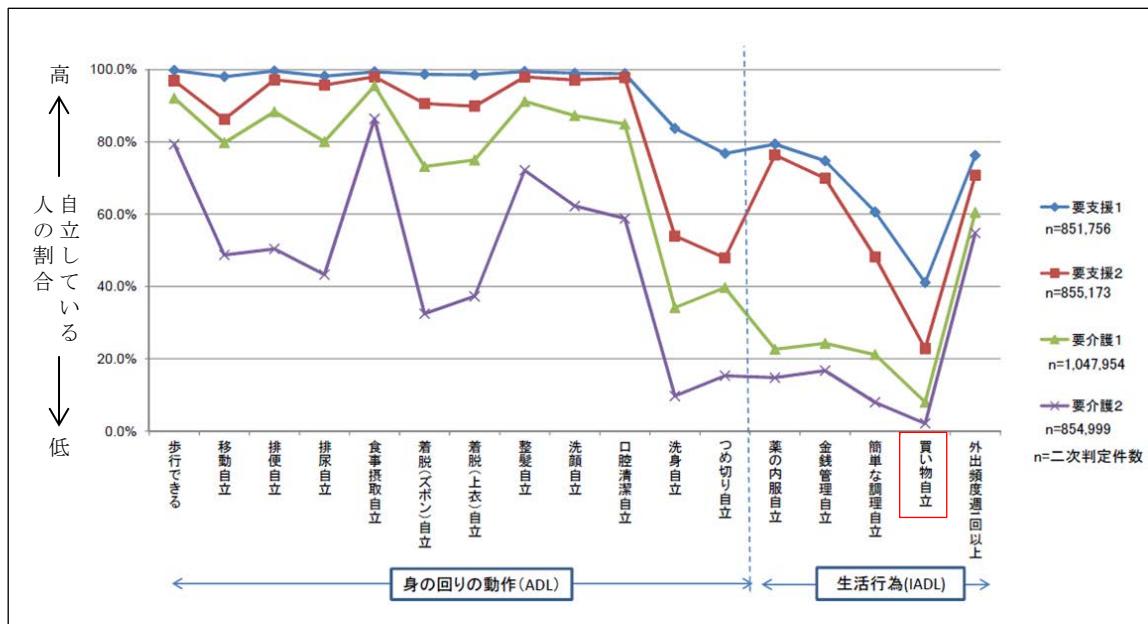
○市営住宅については、昭和40年代に大量供給した住宅の老朽化が進行していることから、高齢化などの社会情勢に対応しながら、適切に機能更新を図る必要があります。また、高齢者世帯等で民間賃貸住宅等では対応できない真の住宅困窮者に対して、適正かつ的確な入居を図る必要があります。

○今後は家庭環境や、経済的理由など、さまざまな理由によって、自立した生活が困難な高齢者も増えていくと予想されます。こうした問題に対応するため、軽費老人ホームを含め、できるだけ低額で利用できる住まいの確保が必要となります。

(移動支援・買い物支援)

○買い物・通院などの日常生活や社会生活を維持するためには、移動手段の確保が重要となります。~~特に、高齢者の身体機能が低下してきた場合には、まず買い物が困難となるため、図表〇によると、荷物の持ち帰りが発生する買い物に関する自立度が最初に低下するため、移動支援策の検討にあたっては、公共交通施策との整合性を踏まえながら、買い物支援の視点を併せて 移動支援・買い物支援の検討する必要があります。が必要です。~~

【図表〇 要支援1～要介護2の認定調査結果(自立している人の割合)】



出典：社会保障審議会介護保険部会（第45回），平成25年〔厚生労働省〕

（福岡市の特性に応じた支え合いの仕組み）

- 単身世帯が全世帯の半数以上を占めることになる福岡市では、住民同士の支え合い・助け合いが非常に重要です。福岡市は住民移動が頻繁で、隣近所との関係が希薄化しやすいと思われるため、さまざまな方法を凝らして、それぞれの特色に応じた支え合いの仕組みを築いていく必要があります。そのためには、地域住民はもちろん、民間企業、社会福祉法人、NPO等の多様な主体が地域のさまざまな活動に参加し、支援が必要な人を支え合う施策の推進が必要です。
- こうした施策に取り組んでいくため、年齢等を条件とする一律の施策を、高齢者や障がい者を見守り、支え合う地域を支援する持続可能な制度や仕組みに再構築していく、従来の「配る福祉」から「支える福祉」へ転換を図るなど、時代のニーズに沿った施策の検討が必要です。
- 福岡市では高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険制度を補完する種々のサービスを行っています。これまでのサービスに加え、民間事業者の進出やICT（情報通信技術）機器の発達などを見ながら、より効果的・効率的なサービス提供に向けた施策の検討が必要となっています。

<施策の方向性>

- 高齢者が安心して快適に暮らせるために、高齢者的心身の状況やニーズ等に応じた多様な住まいを確保するとともに、高齢者の住まいへの入居支援等の取組みを促進します。
- 公共交通施策との整合性を踏まえながら、買い物や移動が困難な高齢者や障がい者に対する支援策を検討します。
- 様々な主体の参画のもと、地域ごとの特徴に応じた地域ぐるみの支え合いの仕組みを作るとともに、これまでの「配る福祉」から今後の「支える福祉」に向け、施策の再構築を図ります。
- 民間事業者の進出や各種技術の進展などを踏まえた効果的・効率的な事業実施に向け、既存事業の見直しを進めます。

施策 2-1

住まいの確保

- 「福岡市住生活基本計画」及び「福岡市高齢者居住安定確保計画」に基づき、高齢者が安心して居住できる生活支援サービスが付いた高齢者向けの住宅や高齢者向け施設の供給促進、また、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化等を進めることにより、高齢者の心身の状況やニーズに応じた多様な住まいの確保を促進します。
- 多様化する心身の状況や住まいへの要望に対して、高齢者のニーズに沿った情報を提供し、安心して居住することができる住まいを選択できるよう支援するとともに、円滑に入居するための支援策の充実を図ります。
- 市営住宅については、機能更新の際に、バリアフリー化を進めるとともに、高齢者施設等の導入により、地域拠点づくりを推進します。また、高齢者世帯等のより住宅困窮度が高い世帯に対して、市営住宅入居者の定期募集における優遇制度を実施するなど、市営住宅への入居を支援します。
- 公的機関や医療機関、民間事業者など多様な主体との連携を強化しながら、今後増加が見込まれる住宅に居住しながら介護サービスや生活支援サービスなどを必要とする高齢者の住生活の支援を図ります。

【現在の主な事業】

事業名	概要
サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	高齢者の単身・夫婦世帯が安心して居住できる住宅の供給促進を図るため、バリアフリー化や安否確認サービスなど一定の基準を満たす「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を推進。
高齢者住まい・生活支援モデル事業	「保証人」や「緊急連絡先」を確保できない高齢者を支援するため、福岡市社会福祉協議会をコーディネーターとして、入居に協力する「協力店」や入居支援を行う「支援団体」によるプラットフォームを構築し、民間賃貸住宅への円滑入居及び入居後の生活を支援。
高齢者住宅相談支援事業	民間賃貸住宅等を探す高齢者に対して、本人の生活状態や住宅の希望等を聞いたうえで、それぞれの状況に応じた住宅及び生活支援サービス等に関する情報を提供。
市営住宅におけるユニバーサルデザインの導入推進	市営住宅の機能更新では、室内外の段差解消やエレベーター設置などのバリアフリー化に加え、玄関等への手すりの設置、水栓のレバー化など誰もが暮らしやすいように、ユニバーサルデザインの導入を推進。
市営住宅建替えによる高齢者福祉施設等の誘致	地域拠点づくりの実現を図るため、市営住宅の建替えを契機に、建替えにあわせて確保した将来活用地を活用しながら、地域課題対応のための施設の誘致を検討。
住宅改造相談センター	身体機能の低下した高齢者やその家族が住宅をその高齢者に適するように改造する場合、改造方法や助成制度などに関する相談や情報の提供。
軽費老人ホーム運営費補助	身体的機能の低下や高齢のため、独立した生活に不安がある高齢者が、低廉な利用料で入所できる施設である軽費老人ホームの運営を支援。

施策 2-2

移動支援と買い物支援

○公共交通施策として、使いやすい安全、安心、快適な交通環境づくりを進めるとともに、地域特性を踏まえ、行政、地域、及び交通事業者の協力と連携のもと、日常生活を支える生活交通の確保を図ります。

○既存の公共交通ネットワークとの整合性を踏まえながら、買い物や通院が困難な高齢者に対して、地域での取組みを応援するなどの新たな移動支援策の実施を検討します。

【現在の主な事業】

事業名	概要
移送サービス	寝たきりのため一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に、寝台タクシー料金の一部を助成。
福祉有償運送 【再掲】	福祉有償運送運営協議会を適切に運営していくことを通して、事業者に対し、相談、助言、指導を行うほか、ボランティア運転手の養成などを支援。
公共交通バリアフリー化促進事業	鉄道駅等のバリアフリー化設備の整備や、市内バス路線へのノンステップバスの導入促進を目的として、整備費用の一部を補助。
生活交通支援事業	バス路線の休廃止に伴い公共交通が空白となる地域について代替交通機関の確保を行う。また公共交通が不便な地域における、地域が主体となった生活交通確保に向けた取組みへの支援。
地域との共生を目指す元気商店街応援事業	商店街や商店街と連携したN P O法人等が少子化・高齢化等の社会課題解決のために、その商店街を舞台として取り組む事業に対して、その事業経費の一部を助成。

施策 2-3

支え合う地域づくり

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ会連合会、衛生連合会、自治協議会等、地域で活動する各種団体への支援や、さまざまな場面での連携を通じて、地域の特性に応じた住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりを支援します。
- 住民団体だけでなく、企業やNPO、介護事業者、大学などの多様な主体の地域の支え合い・助け合い活動への積極的な参加を促進するとともに、社会福祉法人の地域貢献活動を推進します。
- 地域コミュニティの参加を促し、住民相互の顔の見える関係づくりを進めるため、住民が気軽に集まれる場づくりを進めます。空家などの地域の拠点となる場の活用についても検討を進めます。
- 高齢者の地域活動への参加を促すため、活動に取り組む高齢者を応援するインセンティブ制度の創設について検討します。

【現在の主な事業】

事業名	概要
強い絆の地域づくり普及啓発事業【再掲】	フォーラム等により、先進事例の紹介や地域福祉活動を行っている方の報告会を実施。
ふれあいネットワーク【再掲】	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施。
ふれあいサロン【再掲】	閉じこもりがちな高齢者や障がい者等の孤独感の解消や寝たきり予防のため、健康づくりやレクリエーションなどサロン活動を実施。
社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金【再掲】	社会福祉事業の推進に多大な役割を果たし、市民福祉の向上を目的とした事業を積極的に実施している福岡市社会福祉協議会に対する事業費の補助。
福岡市民生委員・児童委員協議会補助金【再掲】	日頃から、社会奉仕の精神をもって自主的に社会福祉の増進に努め、低所得者の自立更生の支援、高齢者・障がい者・児童・母子等の福祉向上及び公的 사회福祉施策への協力等を行っている民生委員・児童委員の活動を支援。
老人クラブ活動支援【再掲】	高齢者の社会参加及び健康づくりを推進するため、老人クラブ活動費及び福岡市老人クラブ連合会運営費、各種事業費等について助成。
敬老金・敬老祝品	多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に、敬老金及び敬老祝品を贈呈。

※地域づくりについては、地域分野も参照

施策 2-4

在宅生活支援施策の充実

○介護保険制度の理念である「自立」を基本に、支援が必要な高齢者に対し、きめ細かな在宅支援サービスを提供していきます。

○民間サービスの参入やＩＣＴ（情報通信技術）の進歩等を踏まえつつ、より効果的・効率的な在宅生活支援施策について、既存事業の見直しも含めて検討していきます。

【現在の主な事業】

事業名	概要
生活支援ショートステイ	要介護・要支援の認定を持たない人がショートステイを利用する場合に料金の一部を助成。
声の訪問	在宅のひとり暮らし等の高齢者に対し、原則1日1回電話で安否を確認し、孤独感の解消を図るとともに、各種相談の助言をする仕組み。
緊急通報システム	在宅のひとり暮らし等の高齢者が、急病など緊急時に無線発信機等を用いてセンターに通報し、消防局や近隣の協力員などが対応する仕組み。
食の自立支援・配食サービス	単身または高齢者のみの世帯に属し、虚弱等のため食生活に支援が必要な人に対して昼食を配送。
おむつサービス	寝たきりなどによりおむつが必要な人に、おむつを定期的に配達し、その費用の一部を助成。
あんしんショートステイ	介護者の疾病や介護疲れ等の理由で介護保険を超えてショートステイを利用する場合の利用料金の一部を助成。

【基本目標3】認知症対策の推進

<現状と課題>

(認知症の人の推計)

- 認知症は誰にでも起こり得る脳の病気によるもので、厚生労働省の報告によると平成24年には、~~全国で~~、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症であると推計されています。今後、高齢化の進展に伴い認知症の人はさらに増加し、平成37年には、65歳以上の高齢者に対する割合は、5人に1人になると予測されています。
- 福岡市で要介護認定を受けている高齢者の中約5割の方が認知症を有しています。単身化・核家族化が進む中~~んだ現代では~~、今後、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯で認知症のある人が増えていくと予測しています。

(認知症についての正しい知識と理解)

- 認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、誰もが認知症についての正しい知識と理解を持ち、認知症の人を社会全体で支えていくことが必要です。福岡市では認知症についての正しい知識と理解を促進するため、認知症サポーター養成講座を実施しており、その受講者数は、5万人を超えました。今後、認知症の人を支える地域づくりのために、さらにサポーターを養成するとともに、サポーターとなった方が様々な場面で活躍できるような取組みが必要となっています。

(認知症に対する医療・介護サービスへの対応、早期診断)

- 認知症の早期発見が遅れ、認知症の症状が悪化してから医療機関を受診するケースがみられるため、認知症への対応、早期診断につなげる体制の構築が必要となっています。
- 医療・介護の専門職が~~においても~~、認知症のことによく理解し、認知症の人それぞれの価値観や個性などを尊重した、本人主体の介護を行えるよう、人材の育成が必要となっています。また、認知症の人への支援のため、医療・介護関係者が顔の見える関係を築き、

コミュニケーションをとりながら連携を図って行くことが求められています。

(まわりの人への支援)

○認知症の人が記憶障がいや認知障がいから不安に陥り、その結果まわりの人との関係が損なわれることもしばしば見られ、家族など介護する人が疲弊してしまうケースも少なくありません。介護そのものに対する支援だけでなく、人や地域とのつながりの場づくりなど介護者の精神的・身体的負担を軽減する取組みが必要です。

○団塊の世代が高齢者となった中で、働き盛り世代の家族介護者が今後急増していくと考えられるため、介護者の仕事と介護の両立支援が必要です。また、晩婚化によって、既存の育児サービス、介護サービスを利用しながら、子育て（孫も含む）と親の介護を同時にしなければならない世帯（ダブルケア負担の世代）の増加が予測され、子育てと介護の両立支援も必要となっています。

(若年性認知症)

○若年性認知症の人には、初期症状が認知症特有のものでないため、診断が難しいことや、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きいこと、就労や社会参加に対する意欲が高いのに、受け入れる場がないことなど、高齢者とは異なる特徴があります。その一方で、若年性認知症特有のサービスが少なく、さまざまな制度を利用しなければならない状態にあります。

○若年性認知症の人が利用できるさまざまな制度について、分かりやすく情報を提供すると共に、高齢者とは異なる視点での、医療、介護、就労・居場所づくりなどの一体的な支援が必要となっています。

<施策の方向性>

- 認知症の人を単に「支えられる側」と考えるのではなく、認知症の人の意志を尊重し、~~に~~寄り添うことでいながら、認知症の人が自分の意思を尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深める取組みを進めるとともに、本人やその家族に対する支援の充実を図ります。
- 医療・介護の専門職の認知症対応力の向上を図るほか、認知症の人気が初期段階で適切な診断を受け、認知症の状態に応じた適時・適切なサービスを受けられる体制整備を進めます。

施策 3-1

認知症に関する理解の普及・啓発の推進

- 社会全体で認知症の人を支える基盤として、誰もが認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支える手助けを知ることができるように、認知症とその予防について、**学校教育の場を含め、
④理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。**
- 地域 **でや企業、小・中学校などにおいて、認知症高齢者とその家族を支え、温かく見守る認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症サポーターなどによる認知症の人にやさしい地域づくりに取り組みます。**

【現在の主な事業】

事業名	概要
認知症 サポーター養成事業	認知症に関する正しい知識と理解に基づき、認知症の人と家族を温かく見守る認知症サポーターの養成。 認知症の人と家族を温かく見守る認知症サポーターを養成する講座の実施。
認知症 普及啓発事業	講演会の実施などによる認知症に関する啓発。 認知症に関する啓発のための講演会などの実施。
認知症 施策総合推進事業	認知症地域支援推進員の配置による医療・介護など多職種連携の推進や認知症の人と家族への支援。

※認知症の“予防”については、健康医療分野の施策 1－1 を参照

施策 3-2 適切な医療・介護サービスの提供

- 福岡市医師会や認知症疾患医療センター（~~九州大学病院・福岡大学病院~~）を中心とした、早期診断や適切な治療提供のための医療機関等の連携の充実を図るとともに、かかりつけ医等の認知症対応力を向上させるための研修の実施や、かかりつけ医への助言や専門医療機関と地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成を行います。
- 認知症が疑われるが受診を拒否する人などの自宅を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、適切な医療・介護サービスに繋げていく体制をつくります。
- 認知症の人の支援に関わる医療・介護・福祉等多職種の顔の見える関係づくりを通して、個々の認知症の人に対する円滑な支援を行うとともに、認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れ（「認知症ケアパス」）を作成し、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等が互いに共有・活用することを通して、認知症の人への切れ目ないサービスの提供につなげます。
- 若年性認知症については、啓発により早期受診につなげるとともに、若年性認知症の人の特性を踏まえた、相談対応・就労・居場所づくりなどの支援に取り組みます。

【現在の主な事業】

事業名	概要
認知症医療連携システム 【再掲】	認知症の人を早期発見・早期治療につなげるための、医療機関連携システムを福岡市医師会や認知症疾患医療センターと連携して運用。
認知症疾患医療センター 【再掲】	認知症に関する専門医療相談や鑑別診断 を行うとともに 、認知症に関する啓発等を行う認知症専門医療機関の運営。
認知症地域医療支援事業 【再掲】	かかりつけ医や病院勤務の医療従事者を対象にした認知症対応力向上研修を開催。
認知症介護実践者等養成事業	高齢者介護実務者を対象にした、認知症高齢者の介護に関する実践的研修等を開催
認知症施策総合推進事業 【再掲】	認知症地域支援推進員の配置による医療・介護など多職種連携の推進や認知症の人と家族への支援。
若年性認知症相談窓口の設置等	若年性認知症についての総合相談窓口の設置、若年性認知症の人が利用できる制度案内のリーフレットの配布及び窓口担当職員への研修等。

※認知症医療提供体制については、[健康医療分野の施策 2-2 を参照](#)

施策 3-3

介護する人への支援の充実

○家族など介護者への支援の充実を行い、介護者の精神的・身体的負担軽減と認知症の人の生活の質の改善につなげます。

【現在の主な事業】

事業名	概要
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	認知症高齢者の見守りや家族の相談・助言のため、認知症高齢者を自宅で介護する家族の休息が必要な時などに介護経験があるボランティアが自宅を訪問。
徘徊高齢者等ネットワーク事業	徘徊高齢者の早期発見・保護のため、協力センター等への捜索協力依頼のメール配信や捜索のための機器利用を助成。
福祉相談（認知症介護相談）	認知症高齢者を抱える家族からの悩み事相談に介護経験者が対応。
家族介護者支援事業	介護負担軽減と心身のリフレッシュを図るため、家族介護者に対し、相互交流・意見交換の機会の提供や介護技術の習得・公的サービスの紹介。

【基本目標 4】介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営

<現状と課題>

(介護保険サービス)

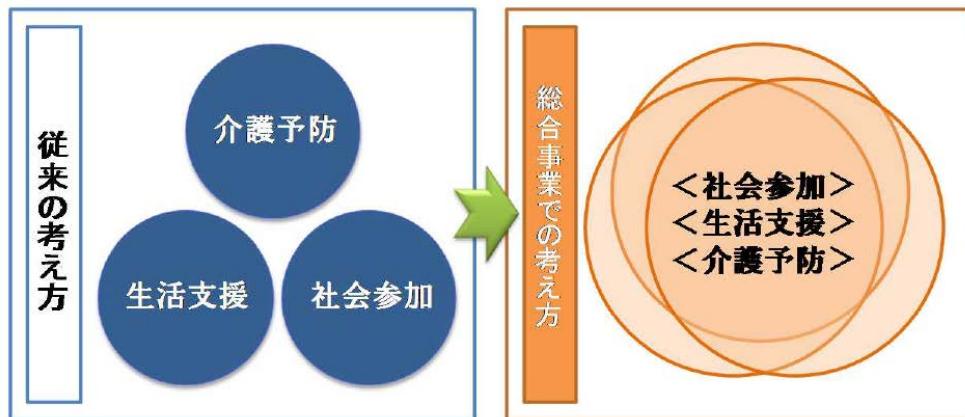
- 要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費も年々増加しています。介護保険制度の運営や高齢者の保険料の負担に多大な影響を与えています。
- ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者が増加しており、生活支援の必要性が高まっています。要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するためには、介護サービス事業者が提供する専門的なサービスから住民主体の支援まで、多様な担い手による多様なサービスの提供が不可欠であり、NPO 法人やボランティアの育成、地域組織等の活動支援などが重要となっています。
- 高齢者実態調査によると、高齢者の 6 割程度、介護者の 7 割以上は住み慣れた住宅での生活や介護を希望しており、そのためには夜間や緊急時に対応でき、通い・泊り・見守り等の対応が可能なサービスの拡充が必要です。一方で、入所・居住系ニーズへの適切な対応も必要であり、きめ細かでバランスの取れた介護基盤の整備が求められています。

(介護予防)

- 介護予防については、現在も介護予防教室や生き生き講座、認知症予防教室などをはじめ、要介護状態になることを予防するための取組みを進めています。今後は住民の積極的な参加と住民自身の運営による自律的な取組みを推進していくことが重要となります。
- これまでの介護予防は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、介護予防で得られた活動的な状態をバランスよく維持するための活動や社会参加を促す取組みが必ずしも十分でなかったという課題があります。これからの中の介護予防は、

地域の中に生きがい・役割を持って生活できるよう居場所と出番づくりなど、社会参加活動や支え合い助け合い活動への積極的な参加の支援などを実施し、結果的に介護予防につながるという考え方であり、介護予防・生活支援・社会参加が融合した取組みが必要です。

【図表〇 介護予防・生活支援・社会参加の融合イメージ図】



出典：地域支援事業の新しい総合事業の市町村による円滑な実施に向けた調査研究事業〔厚生労働省〕

(介護人材の確保)

○「2025（平成37）年度に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」（平成27年6月厚生労働省）によると、福岡県全体での平成37年度の介護人材の需要見込みが約9万4千人に対し、供給見込みが約8万4千人となっており、現状では約1万人が不足すると推計されています。福岡市においても、認知症や医療ニーズを併せ持つ要介護高齢者の増大が見込まれており、介護人材の確保は、ますます重要になっています。介護人材の確保は大きな課題となっています。

<施策の方向性>

- 生活支援サービスについて担い手の養成や開発など提供体制を整備するとともに、介護予防の普及・啓発に取り組みます。
- 長期的に大規模施設から在宅生活を支えるサービスへシフトするため、在宅生活を支えるサービスや住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充を図ります。また、入所・居住系サービスを担保する施設サービスも一定量確保します。
- 第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）に基づき、介護保険制度を運営するとともに、介護保険サービスの適切な利用を推進します。また、平成29年度に、第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）を策定します。
- きめ細かな質の高い介護サービスを提供するため、**引き続き事業者に対し、よりよいケアの実現に向けた指導を実施するとともに、介護人材の専門性や資質の向上に向けた研修機会の提供のほか、~~介護人材の確保や~~介護サービス情報の提供に努めます。**また、介護保険サービスが利用しやすくなるよう、分かりやすい情報提供に努めます。
- 介護人材不足に対応するため、介護従事者の処遇改善については、**引き続き、指定都市市長会などを通して国に対して要望するとともに、福岡市としても人材確保の支援に努めます。**

施策 4-1

介護予防と生活支援サービスの充実強化

- 住民主体で参加しやすく、地域に根差した介護予防を推進し、介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。
- 社会参加や生きがいの充実などが、高齢者自身の介護予防にもつながることが期待できることから、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となるようなボランティア活動等を支援していきます。
- 生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行うことにより、生活支援サービスなどの提供体制づくりに努めます。

【現在の主な事業】

事業名	概要
介護予防教室 (65歳からの健康づくり教室)	自宅でできる内容を中心とした運動、認知症予防などの講話、口腔体操など各健康づくりプログラムを開催。教室終了以降は、健康づくりに取り組む市民を増やすため、自主グループとして活動できるように支援を実施。
生き活きシニア福岡 21	保健師などが、地域で健康づくりや介護予防をテーマとした出張講座を実施する「生き活き講座」及び「認知症予防教室」などを開催。
小呂島介護予防事業	島内に介護サービス事業所のない小呂島において、住民主体で運営する介護予防サロンを開設、レクリエーション体操や健康チェック等の活動。
訪問型介護予防事業	65歳以上の高齢者のうち、心身の状況により通所の教室への参加が困難な方を対象に、保健師や運動指導士が訪問し、介護予防や生活習慣病予防に関するごとをアドバイス。
介護支援ボランティア事業	65歳以上の高齢者が、受入機関として指定を受けた市内の介護保険施設等でボランティア活動を行うと「ポイント」が付与され、たまつたポイントを換金又は寄付することができる制度。

※介護予防については、健康医療分野の施策 1-1 も参照

※生活支援サービスについては、地域分野の施策 3-3 も参照

施策 4-2

地域密着型サービスの整備

○在宅での 24 時間 365 日の切れ目ないサービスを提供するため、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、地域的偏在やサービスの質の向上等に留意しながら整備していきます。

○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、日常生活圏域間の均衡を踏まえつつ、高齢者数の増加に見合う定員数を確保していきます。

【計画的に整備を行う地域密着型サービスの概要】

名称	概要
定期巡回・随时対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の緊急時対応などを行うサービス
小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを利用者の状態に応じて組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護の「通い」「訪問介護」「宿泊」に加え、必要に応じて「訪問看護」を一体的に行うサービス
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者の共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス

施策 4-3

施設・居住系サービスの整備

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、第6期福岡市介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めます。

○介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護については、第6期介護保険事業計画期間中の新たな整備を行いませんが、次期計画の策定時に、あらためて整備の必要性を検討します。

○在宅生活が困難になっても、住み慣れた地域で住み替えができるよう、地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備が進むよう努めます。

【計画的に整備を行う施設・居住系サービスの概要】

名称	概要
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※	常時の介護が必要な人が入所し、介護等、日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う施設
介護老人保健施設	看護、医療的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行い、在宅への復帰を目指すための施設
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している要介護者について、介護等、日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う。

施策 4-4

介護人材の確保

- 高齢者が介護が必要な状態になっても安心して生活できるよう、要介護高齢者等に対する介護サービスの提供を支える介護人材を確保するため、市町村の役割とされている介護人材の資質・技術の向上を目的とした研修の実施に加え、介護人材の就労を支援するための事業や、事業所への定着を支援するための取組みを進めます。また、介護人材のすそ野を広げるための取組みを検討します。
- 市内で介護に携わる方々に対して、様々な機会を通じて、研修の場を提供し、資質向上の支援に努めます。
- 介護サービス事業者に対して、事業所での研修の実施や、介護従業者への研修受講の機会の確保などを指導するとともに、介護従業者を対象に、地域包括ケア、権利擁護、介護技術などのサービスの向上に資する様々な分野の研修を開催するほか、国や民間団体が行う各種研修の案内を行うなど、介護従業者の意欲の向上を図ります。その中でも、認知症の人が認知症とともにによりよく生きていくことができるよう、認知症高齢者等に対する介護サービスの充実と質の向上を図るため、認知症介護に関する実践者研修や、適切なサービスの提供に関する知識等を習得するための研修を実施し、認知症介護の専門職員を養成します。

【現在の主な事業】

事業名	概要
介護人材就労支援事業	介護職を希望する人のための合同就職面談会や介護福祉士などの有資格者等を対象とした就労支援の研修を開催。
介護人材定着支援事業	介護の仕事に従事して日が浅い人を対象に、苦手な分野を克服できるよう、コース別の技術研修を開催。
介護保険事業者研修事業	介護従業者を対象にした、サービスの向上に資する様々な分野の研修を開催。
認知症介護実践者等養成事業	高齢者介護実務者を対象にした、認知症高齢者の介護に関する実践的研修等を開催。

【基本目標5】高齢者総合支援体制づくり

<現状と課題>

(地域包括支援センター、各種相談窓口)

○高齢者の暮らしにおいて生じるさまざまな困りごとについて、身近な場所で、ワンストップで相談に応じる機関として、福岡市では、おおむね中学校区ごとに57のいきいきセンターふくおか(地域包括支援センター)を設けています。いきいきセンターふくおかでは、高齢者や家族をはじめ、それを支援する民生委員・児童委員などからの相談に応じるとともに、地域のネットワーク構築、権利擁護、介護支援専門員支援等の機能を果たすことで、高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を図っています。

高齢者数の増加に伴い、その役割はさらに重要となることから、質の向上など、今後とも相談機能等の充実・強化を図っていく必要があります。

また、福祉用具や住宅改造など在宅介護に関する相談に応じる介護実習救急センターをはじめ、各種の相談機能の充実を図していく必要があります。

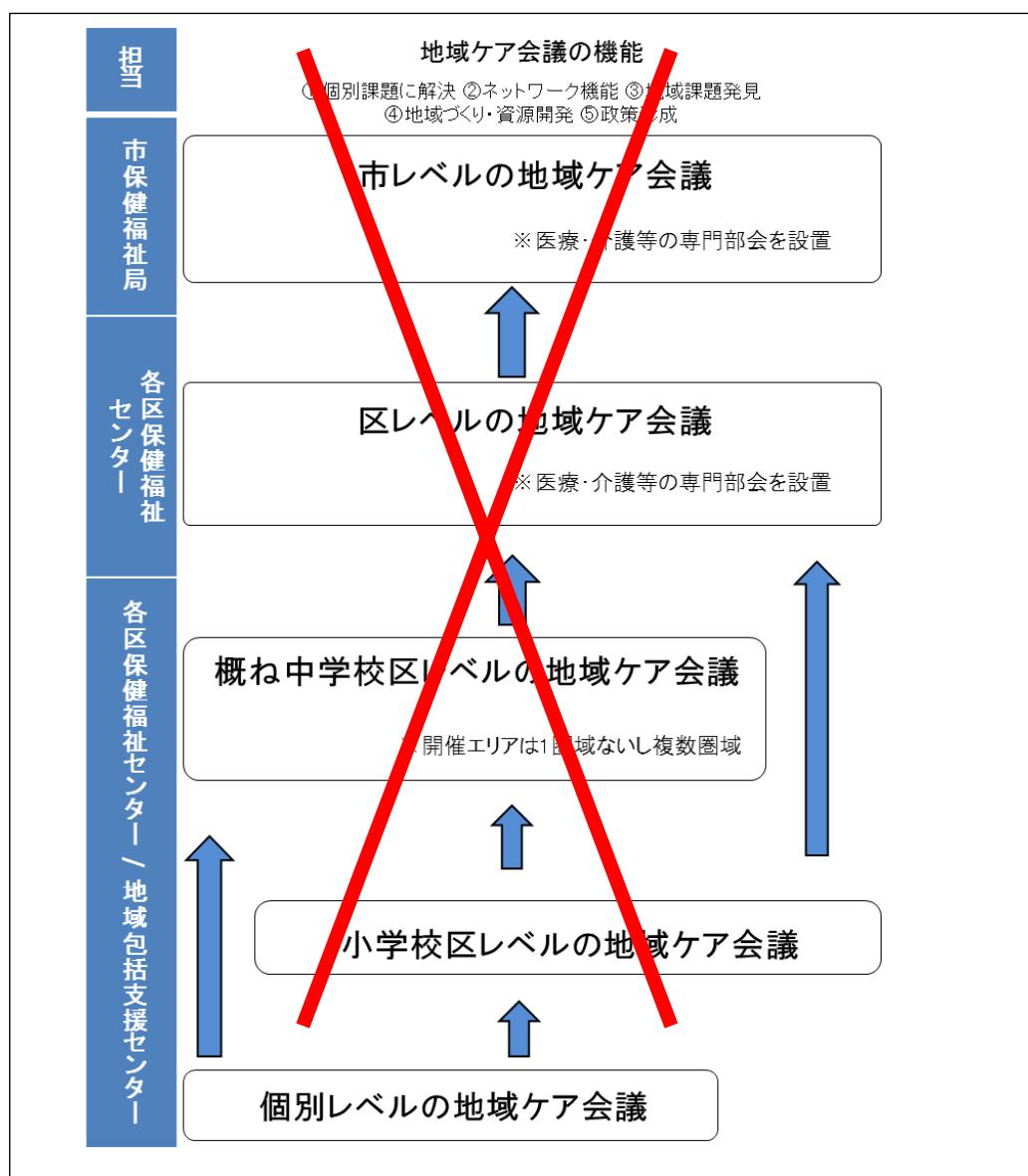
(地域ケア会議)

○高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、本計画のそれぞれの各論で扱った、「介護」「保健（予防）」「医療」「生活支援」「住まい」の5つの分野のサービスを包括的かつ継続的に提供する必要があります。これを地域包括ケアシステムといい、それを実現するための仕組みとして「地域ケア会議」の設置を進めています。を設置することとしています。

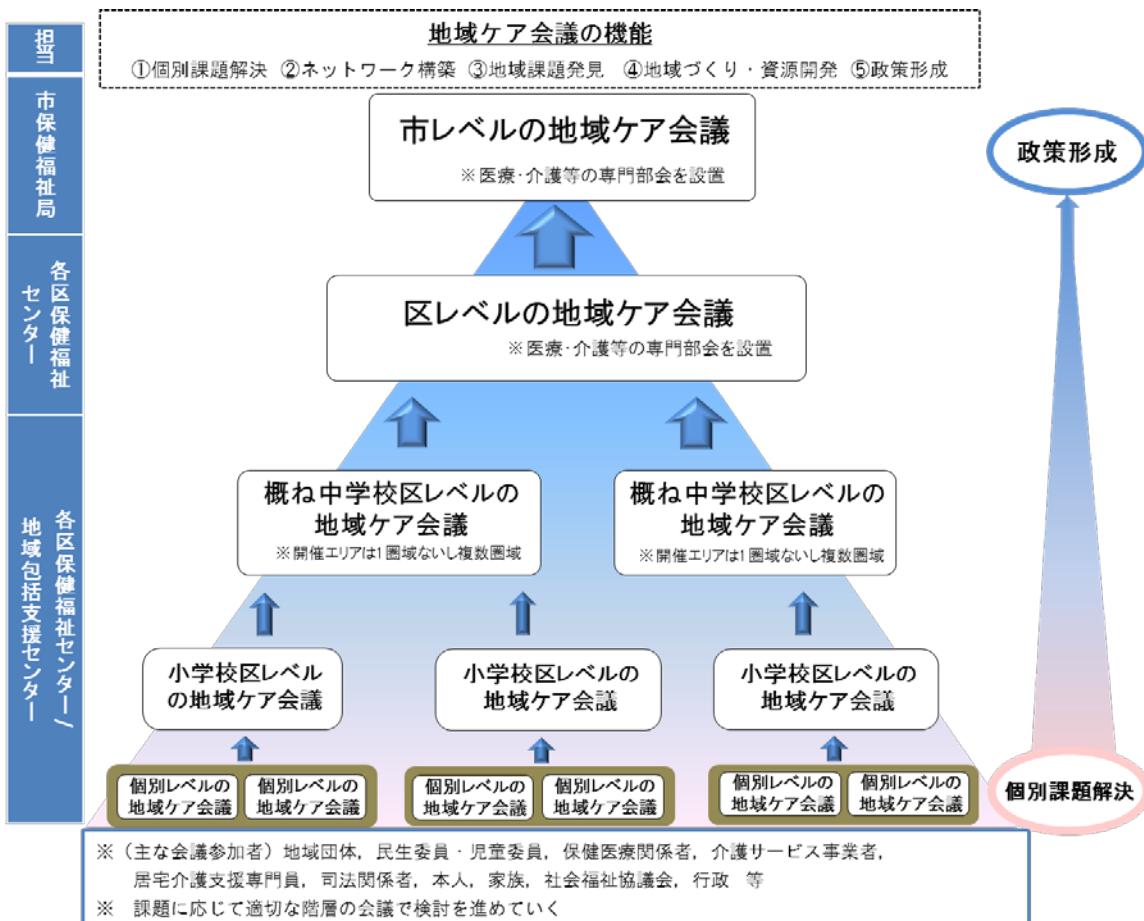
○「地域ケア会議」は、医療・介護の専門職や地域関係者などによる検討を通じ、それぞれの高齢者に対する支援の充実に向けた課題の発見・解決を図るとともに、個々の課題から見えてくる地域課題を発見し、必要な社会資源づくり、政策の検討につなげることを目指すものです。

○福岡市では「地域ケア会議」を、市・区・概ね中学校区・小学校区、個別の各階層に設置し、医療や介護等の専門職 多職種 や地域住民との共働のもと、それぞれの課題解決能力の向上や、地域の関係機関相互の連携を高めていくこととしています。人口 150 万人の大都市である福岡市では、日常生活圏域が多数存在し、それぞれの地域特性が は 異なっていることから、各地域の社会資源 の 状況などの 各地域の 実状を踏まえて、地域・関係機関等と共に、地域の特性に応じた 高齢者の生活を支える仕組みづくり、取組みを進めていくことが必要となっています。

【図表○ 福岡市の地域ケア会議】



【図表〇 福岡市の地域ケア会議】



(ICT の利活用)

- 高齢化の進展による医療費や介護費用の増嵩等により、財政的な制約が強まる中、各種の施策にはこれまで以上に、効果的・効率的な実施が求められています。特に介護予防事業ではエビデンスに基づく効果的な施策が求められていますが、そのためには行政の持つ膨大なデータの活用が不可欠です。
- 行政のデータに加えて各種の社会資源情報も一元的に集約の上、管理・分析を行うことによって、適切な事業評価や効果的な施策の企画実施が可能となるとともに、地域包括ケアシステムに必要な多職種連携や、住民に対する切れ目ないサービス提供の実現にも大きく寄与することとなります。

○このため、保健福祉医療に関わる各種情報基盤の構築とともに、その活用方法の検討が必要です。

<施策の方向性>

- 「いきいきセンターふくおか」や各種総合相談機能の充実・強化を図ります。
- 「地域ケア会議」を地域・市レベルの各階層において設置し、専門職と地域の関係者などが、それぞれの地域課題を把握し、課題解決に向けた検討などを行うことを通して、高齢者が地域で生活しやすい環境整備を重層的に進めます。
- 行政の持つビッグデータの集約・一元管理を行い、在宅サービスにおける多職種連携の推進や、エビデンスに基づいた施策の分析・評価・企画立案を進めるほか、ロボットなど最新技術の保健福祉分野への導入を進めます。

施策 5-1 地域包括支援センターと各種相談機能の充実

- 地域包括ケアの実現に向け、いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）の機能が十分に発揮されるよう、保健福祉局、区保健福祉センター、いきいきセンターふくおかの連携強化を図るとともに、いきいきセンターふくおかの質を高めるため、職員に対する研修を充実します。
- 57か所に増設した「いきいきセンターふくおか」の周知を図るとともに、地域や社会福祉協議会などの関係機関との連携強化に取り組みます。
- 介護についての知識や介護の技術を学ぶことができる「介護実習普及センター」など、各種相談窓口における相談機能の充実に努めます。

【現在の主な事業】

事業名	概要
いきいきセンターふくおか運営	高齢者の健康や福祉、介護等に関する相談に応じ、身体状況に適した助言を行うなど、高齢者の自立した生活維持に向けた支援を実施。 センターの円滑・適正な運営を図るため、職能団体や介護保険被保険者などで構成する地域包括支援センター運営協議会を設置。
介護実習普及センター	介護知識・介護技術の普及とともに、福祉用具の普及を図るため、福祉用具の展示・相談体制を整備。
福祉相談	高齢者及びその家族等の法律相談や認知症介護に関する悩み等の相談に対応。

施策 5-2 地域ケア会議の推進

○「地域ケア会議」を運営することにより、各階層（市、区、概ね中学校区、小学校区、個別）で地域課題の発見・解決を図り、高齢者が地域で生活しやすい環境整備を進めていきます。

【現在の主な事業】

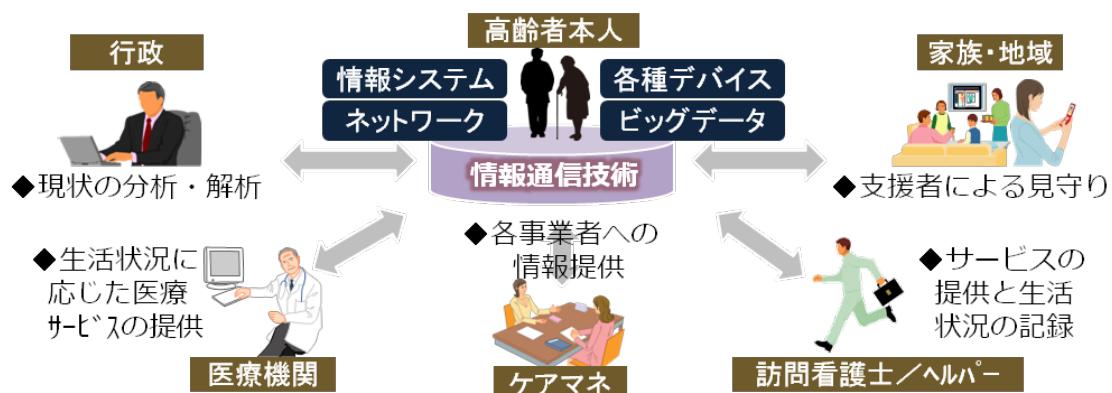
事業名	概要
地域ケア会議の開催	市、区、概ね中学校区、小学校区、個別レベルに <u>会議を設置し</u> 、専門職と地域の関係者などが、 地域の課題を把握し、課題解決に向けて <u>の</u> 検討 を進める会議を設置。

施策 5-3 ICT（情報通信技術）の利活用

- 行政の保有する保健（予防）、医療、介護、生活支援、住まいに関するデータを集約・分析し、エビデンスに基づく施策の立案や評価を行うなど効果的・効率的な事業推進のための仕組みを構築します。
- 地域包括ケアシステムの早期構築に向け、医療・看護・介護などの多様な主体がシームレスに連携するための情報共有基盤を構築します。
- 地域の見守りや介護現場など、さまざまな場面でのICTやロボットの利活用を進め、地域の負担軽減となる新たな見守りの仕組みの構築や、介護人材不足への対応を進めます。

【現在の主な事業】

事業名	概要
地域包括ケア情報プラットフォーム構築事業	行政の保有する多様なデータを集約し、地域包括ケアに係るニーズ分析を行うとともに、情報の共有による在宅医療・介護関係者間のシームレスな連携を実現するための情報通信基盤を整備
ICT活用による要介護高齢者在宅生活支援モデル事業	要介護高齢者の平常時及び緊急時の在宅生活をサポートするため、ICTを活用した地域の見守り体制の充実のためのモデル事業。



【主な老人福祉事業の目標量】

○老人福祉法において、市町村は、確保すべき老人福祉事業の量等を定めることとなっています。ここに記載する老人福祉事業と介護保険事業計画に記載されている事業とをあわせて、市町村老人福祉計画で定めることとされている老人福祉事業とします。

【主な老人福祉事業の目標量】

	概要	H27 年度 (実績)	H32 年度 (目標)
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が措置により入所する施設	367 人分	307 人分 (※1)
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を提供する施設	1,217 人分	1,217 人分
老人福祉センター (※2)	高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーション等を総合的に提供するため、老人福祉センターの設置・運営。	7か所	6か所

※ 1 養護老人ホームの定員数の減少は、市立松濤園の民間施設への移行に伴うもの。

※ 2 老朽化した博多区長生園については、平成 28 年度に解体するとともに、後継施設のあり方を検討。

第3章 成果指標

指標項目	現状値	目標値	備考（出典等）
外出する頻度 (週に4日以上外出する人の割合) 【新設（復活）】	61.2% (平成22年度)	65.0% (平成31年度)	【基本目標1】 高齢者実態調査 (保健福祉局)
生きがいを感じている人の割合 【新設】	= (平成28年度)	= (平成31年度)	【基本目標1】 高齢者実態調査 (保健福祉局)
働いている高齢者の割合【新設】	- (平成28年度)	- (平成31年度)	【基本目標1】 高齢者実態調査 (保健福祉局)
高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合	3.2% (平成23年度)	3.8% (平成29年度)	【基本目標2】 高齢者居住安定確保計画（住宅都市局）
ボランティア活動をしている高齢者の割合	10.1% (平成25年度)	15.0% (平成31年度)	【基本目標2】 高齢者実態調査 (保健福祉局)
最期まで自宅で暮らせる高齢者の割合	10.0% (平成26年度)	11.7% (平成32年度)	【基本目標2】 保健福祉局調べ （目標値：全国平均）
認知症の人が、住み慣れた地域で暮らし続けることができると思う人の割合【新設】	- (平成28年度)	- (平成31年度)	【基本目標3】 高齢者実態調査 (保健福祉局)
医療・介護専門職を対象とした認知症に関する研修受講者数	3,150人 (平成26年度)	※精査中 8,000人 (平成32年度)	【基本目標3】 保健福祉局調べ
介護予防に取り組む主旨グループ創設数 【新設】	- (平成27年度)	1 グループ以上 /圏域 (平成29年度)	【基本目標4】 保健福祉局調べ

介護・看護のために離職する人	5,400人 (平成24年度)	減少 (平成29年度)	【基本目標4】 就業構造基本調査 (総務省統計局)
介護人材確保事業参加者数【新設】	—	—	【基本目標5】 保健福祉局調べ
いきいきセンターふくおかの認知度	46.8% (平成25年度)	60.0% (平成31年度)	【基本目標5】 高齢者実態調査 (保健福祉局)
要介護認定率	20.3% (平成26年度)	減少 全国平均値 (平成32年度)	【基本目標5】 保健福祉局調べ
認知症の人の割合 (要介護認定者のうち 認知症の日常生活自立度Ⅱ以上の人割合)	10.4 % (平成27年3月)	減少 (平成32年度)	【基本目標5】 保健福祉局調 べ
ICT利活用による在宅支援者数	(検討中)	(検討中)	【基本目標5】 保健福祉局調 べ